第3節 計画策定の方針

1.計画の趣旨

新市建設計画は、園部町、八木町、日吉町、美山町の個性を尊重した合併によって生まれる新市において、めざすべき新しいまちづくりの基本方針を設定し、これに基づき施策や事業の内容を明確にすることを目的に策定するものです。

新市は、この計画に基づいて合併4町の速やかな一体化を促進し、地域のバランスのとれた発展と住民福祉の向上をめざすものとします。

2.計画の位置づけ

この計画では、新市の概況や主要指標の見通し、新市建設の基本方針とその 具体的な内容となる主要施策や事業、さらに公共施設の統合整備の考え方を示 します。そして、これらの施策・事業をふまえ、新市運営の手段となる財政の 将来見通しとして、財政計画を策定します。

なお、新市が取り組むべき施策・事業の詳細については、新市においてこの計画に基づいて作成される総合計画(基本構想、基本計画、実施計画)に委ねるものとします。

3.計画の構成

この計画は、市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)の第5条1項で掲げられた事項をふまえ、以下の項目により構成されます。

図表 1-1 計画の構成

	項目	概要
第1章	序論	4町をとりまく環境と合併の必要性、計画策定方針
第2章	新市の概況	位置・地勢・交通、沿革、地域資源、人口・世帯の動 向、土地利用の状況、産業構造
第3章	主要指標の見通し	新市の人口、世帯数、就業人口の見通し
第4章	新市建設の基本方針	新市の将来像、基本理念、基本目標、土地利用方針、 主要プロジェクト
第5章	新市の施策	新市における施策の体系、主要施策・事業の内容
第6章	新市における府事業の推進	新市のまちづくりにおいて推進すべき府事業
第7章	公共施設の統合整備	新市のまちづくりにおける公共施設の配置と整備の 方針
第8章	財政計画	新市のまちづくりに必要な投資的事業をふまえた将 来の財政の見通し

4.計画の期間

この計画の期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年度とします。また、本計画の各施策に基づく主な事業やその手段となる財政計画、また、公共施設の統合整備の期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年度として、新しいまちづくりを計画的に推進します。